

岐阜県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

平成21年度普通会計決算における県の歳出額やそれに占める人件費の割合は次のとおりです。

なお、この人件費には一般行政部門の職員、小・中・高校の教員、警察官等の給料、諸手当、退職手当などの他、知事、議員等の特別職の給料・報酬などを含んでいます。

区 分	住民基本台帳 人口（21年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)20年度 人件費率
21年度	人 2,083,118	千円 812,811,459	千円 5,869,139	千円 234,101,596	% 28.8	% 33.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

平成21年度普通会計決算における給与費の内訳は次のとおりです。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 24,821	千円 110,298,550	千円 18,660,919	千円 41,562,907	千円 170,522,376	千円 6,950

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,252

(3) 特記事項

岐阜県の厳しい財政状況等を考慮し、特別職の報酬等及び一般職の給料を次のとおり減額しております。

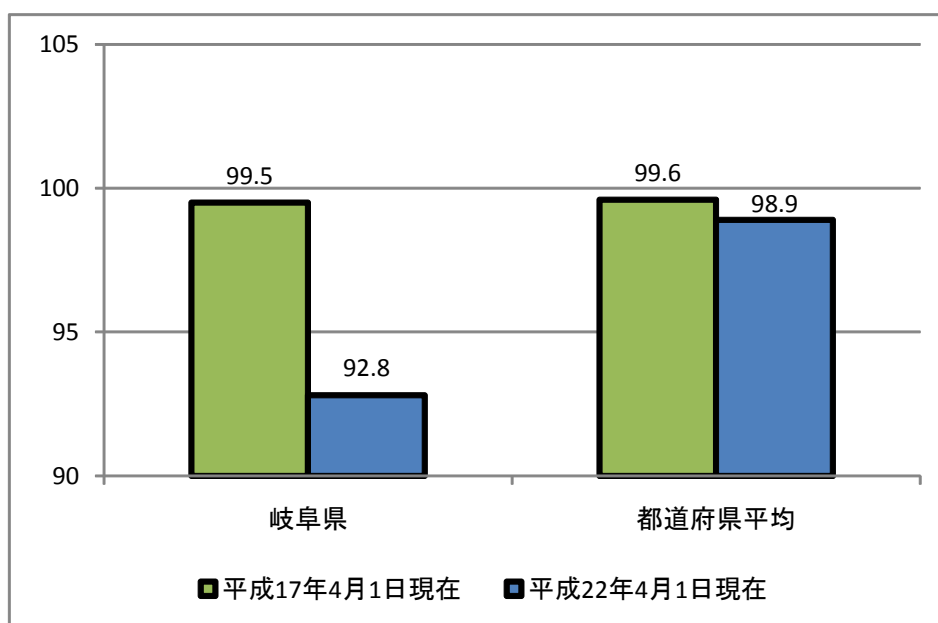
・特別職の報酬等

区 分	措置内容	措置期間
知 事	給料月額の30%を減額 期末手当の15%を減額	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
副知事	給料月額20%を減額 期末手当の10%を減額	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
議 長	報酬月額20%を減額	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
副議長	報酬月額20%を減額	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
議 員	報酬月額20%を減額	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

・一般職の給料

区 分	措置内容	措置期間
部長級	給料月額14%を減額	平成22年4月1日から平成22年11月30日まで
	給料月額7%を減額	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで
次長級及び課長級	給料月額12%を減額	平成22年4月1日から平成22年11月30日まで
	給料月額6%を減額	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで
課長補佐級	給料月額7%を減額	平成22年4月1日から平成22年11月30日まで
その他の職員	給料月額6%を減額	平成22年4月1日から平成22年11月30日まで

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成22年4月1日現在)

92.8

(注) H22.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
22年度	376,380円	(給与カット前) 377,064円	▲684円 (▲0.18%)	% ▲0.18	% ▲0.18	% ▲0.19
		<参考> (給与カット後) 352,385円	23,995円 (6.81%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 3.97	月 4.15	月 ▲0.18	月 ▲0.20	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員
の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	358,300	393,000	405,600	427,700	459,100	481,300	541,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岐阜県	42.4歳	316,255円	379,143円	358,849円
国	41.9歳	325,579円	—	395,666円
都道府県平均	43.7歳	339,950円	424,247円	381,330円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岐阜県	50.0歳	234人	301,078円	338,552円	330,671円	—	—	—	—
うち用務員	51.8歳	52人	284,579円	310,252円	310,340円	用務員	53.8歳	213,600円	1.45
うち自動車運転士	55.5歳	32人	207,432円	242,312円	230,147円	自家用自動車運転者	53.5歳	266,200円	0.91
国	49.3歳	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
都道府県平均	49.3歳	416人	331,561円	387,402円	364,759円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岐阜県	5,487,324円	—	—
うち用務員	5,086,324円	3,008,200円	1.69
うち自動車運転士	4,545,644円	3,681,700円	1.23

※ 1 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しています。（平成19～21年の3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岐阜県	43.7歳	366,233円	417,360円	399,372円
都道府県平均	44.8歳	386,923円	450,762円	—円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岐阜県	43.3歳	359,101円	401,935円	389,286円
都道府県平均	44.0歳	373,665円	430,570円	—円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岐阜県	39.5 歳	314,949 円	422,438 円	349,935 円
国	41.3 歳	318,139 円	—	369,610 円
都道府県平均	39.7 歳	325,926 円	469,038 円	371,475 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 技能労務職の内容は、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		岐 阜 県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	168,072 円	172,200 円
	高校卒	135,830 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,830 円	—
	中学卒	125,114 円	—
高等学校教育職	大学卒	187,718 円	—
小・中学校教育職	大学卒	187,718 円	—
警 察 職	大学卒	188,752 円	192,300 円
	高校卒	158,296 円	161,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,447円	296,273円	329,851円
	高校卒	204,769円	244,223円	293,485円
技能労務職	高校卒	(11年) 195,050円	(18年) 240,734円	244,118円
	中学卒	－円	－円	－円
高等(専修)	大学卒	302,754円	350,473円	385,926円
学校教育職	高校卒	(11年) 232,897円	267,246円	314,449円
	大学卒	299,674円	344,125円	374,714円
小・中学校 教育職	高校卒	－円	－円	－円
	大学卒	269,370円	314,847円	347,982円
警察職	高校卒	241,192円	284,135円	324,869円
	大学卒	269,370円	314,847円	347,982円

(注) 表頭の経験年数に該当する職員がいない場合は、未掲載又は近似の階層の職員の平均給料月額を記載しています。()内の数字が経験年数です。

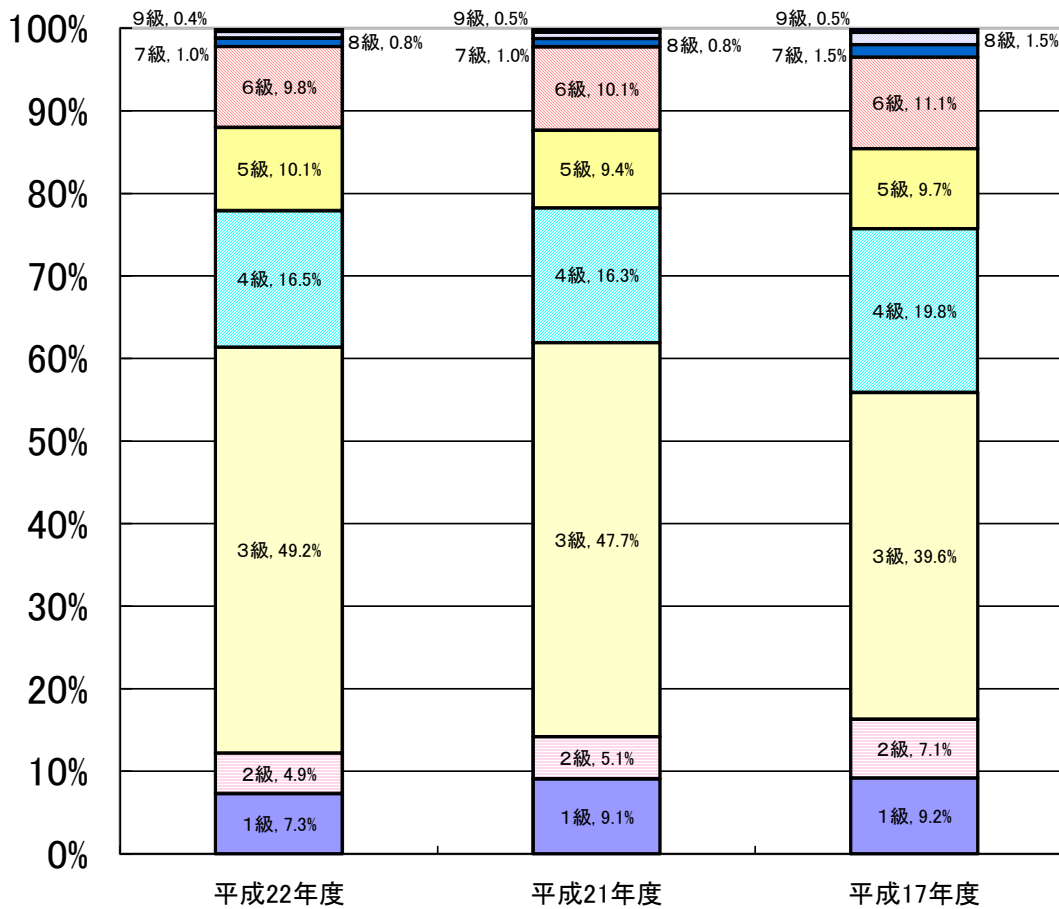
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	本庁部長	22人	0.4%
8級	本庁次長	37人	0.8%
7級	困難な本庁課長	48人	1.0%
6級	本庁課長等	484人	9.8%
5級	困難な課長補佐	499人	10.1%
4級	課長補佐等	811人	16.5%
3級	主査等	2,417人	49.2%
2級	主事又は技師	240人	4.9%
1級	主事又は技師	359人	7.3%

(注) 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

級別職員構成比



(注) 平成18年度に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として管理職を除く職員に対して勤務成績の評定を実施しています。(内容の詳細については、岐阜県職員勤務評定実施要綱を参照)

なお、平成19年度から能力・業績に基づく人事評価についての試行を開始しています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年1月1日の昇給において、勤務成績に応じ、特に良好・良好・良好でないの区分により、それぞれ5号給以上・4号給・3号給以下の昇給区分を決定しています。一般行政職(知事部局)については、病休者等を除き、特に良好が16.3%、良好83.6%、良好でない0.1%となっています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当、勤勉手当は毎年6月と12月に支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の平均支給額、支給内容は次のとおりです。

岐 阜 県			国		
1人当たり平均支給額（21年度） 1,653千円			—		
（21年度支給割合）			（21年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.75月分	1.40月分	一般職員	2.75月分	1.40月分
管理・監督職員	2.35月分	1.80月分	管理・監督職員	2.35月分	1.80月分
再任用職員	1.50月分	0.70月分	再任用職員	1.50月分	0.70月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%	
管理加算	15%、25%		管理加算	10～25%	

- （注） 1 管理・監督職員とは部次長級の職員をいいます。
 2 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として管理職を除く職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

なお、平成19年度から能力・業績に基づく人事評価についての試行を行っています。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績が良好でないもの（0.1%）を除き、勤務成績に基づき各所属長が支給率を決定しています。

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職理由に応じた支給率を乗じて計算された額に職責等に応じた調整額を加算したものが支給されます。

退職手当の支給率、1人当たりの平均支給額は次のとおりです。

岐 阜 県		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
○その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）		
職責等に応じた調整額加算措置（月0～50,000円、60月分）		
（1人当たり平均支給額）		
自己都合：1,383千円 定年・勸奨：22,070千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成22年4月1日現在）

地域手当は、民間における地域の賃金等を考慮し、人事委員会規則で定める地域区分に応じ支給されます。

地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に、勤務する地域区分の支給率を乗じた額を支給します。

地域手当の支給実績、一人当たりの平均支給月額、支給対象地域は次のとおりです。

支給実績（21年度決算）		1,317,319千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）		118,817円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	20人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%
医師及び歯科医師	26人	15%	15%
名古屋市	4人	12%	12%
津市	1人	6%	6%
小牧市	3人	3%	3%
富山市、福井市	2人	3%	3%
岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	11,027人	3%	3%
上記以外の市町村	13,458人	0%	0%
平均支給率		1.4%	1.4%

（注） 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な業務に従事したときに支給されます。
特殊勤務手当の支給実績等は次のとおりです。

支給実績（21年度決算）	1,115,042千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	116千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	38.6%
手当の種類（手当数）	27種類

すべての特殊勤務手当の詳細（支給対象職員、支給対象業務、支給単価等）は末尾に記載しています。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した職員に対して支給される手当です。

時間外勤務手当の支給実績等は次のとおりです。

支給実績（21年度決算）	2,470,624千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	100千円
支給実績（20年度決算）	3,125,276千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	124千円

(6) その他の手当（平成22年4月1日現在）

上記以外のその他の手当には次のものがあり、各手当の支給実績は下記表のとおりです。

手当名	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	3,124,815千円	259,601円
住居手当	1,415,909千円	120,842円
初任給調整手当	52,646千円	3,096,824円
通勤手当	2,418,987千円	116,163円
単身赴任手当	243,189千円	315,420円
管理職手当	1,557,660千円	709,640円
特勤勤務手当	3,845千円	147,885円
へき地手当	264,135千円	495,563円
定時制通信教育手当	103,725千円	523,864円
産業教育手当	224,898千円	468,538円
義務教育等教員特別手当	1,980,695千円	132,355円
農林漁業普及指導手当	45,372千円	317,287円
宿日直手当	519,692千円	253,385円
管理職員特別勤務手当	3,593千円	239,533円
夜間勤務手当	229,062千円	155,824円
休日勤務手当	746,366千円	354,905円
寒冷地手当	160,665千円	73,971円
災害派遣手当等	0千円	0円

手当の内容については次のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対し支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者は月額13,200円 ・その他の扶養親族は月額6,500円 <p>(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち一人については11,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳から22歳の子には5,000円加算 	異なる	配偶者にかかる手当について、国は13,000円を支給。
住居手当	<p>①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額27,000円まで支給。</p> <p>②自宅に係る手当 月額3,000円</p> <p>③単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 留守家族の居住する自宅の世帯主である職員 月額1,500円 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員 ①の1/2の額</p>	異なる	自宅にかかる手当について、国は新築等の日から5年を経過するまでの間、月額2,500円を支給。岐阜県は月額3,000円を支給(支給期限なし)。
初任給調整手当	<p>専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給。</p> <p>① 医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から35年以内の期間にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地域に応じて支給 1種 52,500円～365,500円 2種 47,500円～306,000円 3種 37,500円～249,100円 4種 26,500円～183,100円 (参考:岐阜市は2種) <p>② ①に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から5年以内の期間にあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限2,500円 	同じ	
通勤手当	<p>通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給。</p> <p>①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで</p> <p>②自動車等使用者 2 km以上(片道)の利用者に対して距離に応じ月額2,900円から月額34,900円まで</p> <p>③新幹線・高速道路等利用者 異動により通勤困難となった職員に対して特急料金または高速料金の1/2相当額を月額20,000円を限度として加算</p>	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分(国は5 km毎、岐阜県は2 km毎)及びその手当額。
単身赴任手当	<p>異動等に伴い住居を移転しやむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎額 23,000円 ・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が100km以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算する 	同じ	
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手</p>	同じ	

	<p>当及び夜間勤務手当は支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表、級、区分に応じた定額 <p>行政職 40,400円～128,900円</p>		
特地勤務手当	<p>生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4～25%) 	同じ	
へき地手当	<p>へき地学校等に勤務する職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(8～25%) 		
定時制通信教育手当	<p>定時制又は通信制課程を置く高等学校の教職員に対し支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額×支給割合(5%、管理職については4%) 		
産業教育手当	<p>農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額×支給率(3～5%) 		
義務教育等教員特別手当	<p>義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部に勤務する教育職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額(2,900円～11,700円) 		
農林漁業普及指導手当	<p>農林漁業の普及指導に従事する職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額×8% 		
宿日直手当	<p>正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給。</p> <p>① 管理当直(庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常勤務1回につき 4,200円 <p>② 業務当直(学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常勤務1回につき 2,550円～7,200円 	同じ	
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1回につき 4,000円～12,000円 	同じ	
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間数 	同じ	
休日勤務手当	<p>休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員に対し支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1時間当たりの給与額×100分の135×勤務時間数 	同じ	
寒冷地手当	<p>一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7,360円～26,380円 	同じ	

災害派遣 手当等	災害対策基本法に規定する応急対策又は災害復旧のために県に派遣された者が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要する場合等に支給される。 ・期間中1日につき 3,970円～6,620円	
-------------	--	--

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

知事等の特別職の報酬等については、1の（3）で前述のとおり減額措置を講じており、下記は減額後の報酬等です。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	938,000円
	副 知 事	848,000円
報 酬	議 長	816,000円
	副 議 長	736,000円
	議 員	680,000円
期 末 手 当	知 事	(21年度支給割合) 4.10月分
	副 知 事	(21年度支給割合) 4.10月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の63
	副 知 事	給料月額×在職月数×100分の45
		(支給時期) 任期毎

7 職員数の状況

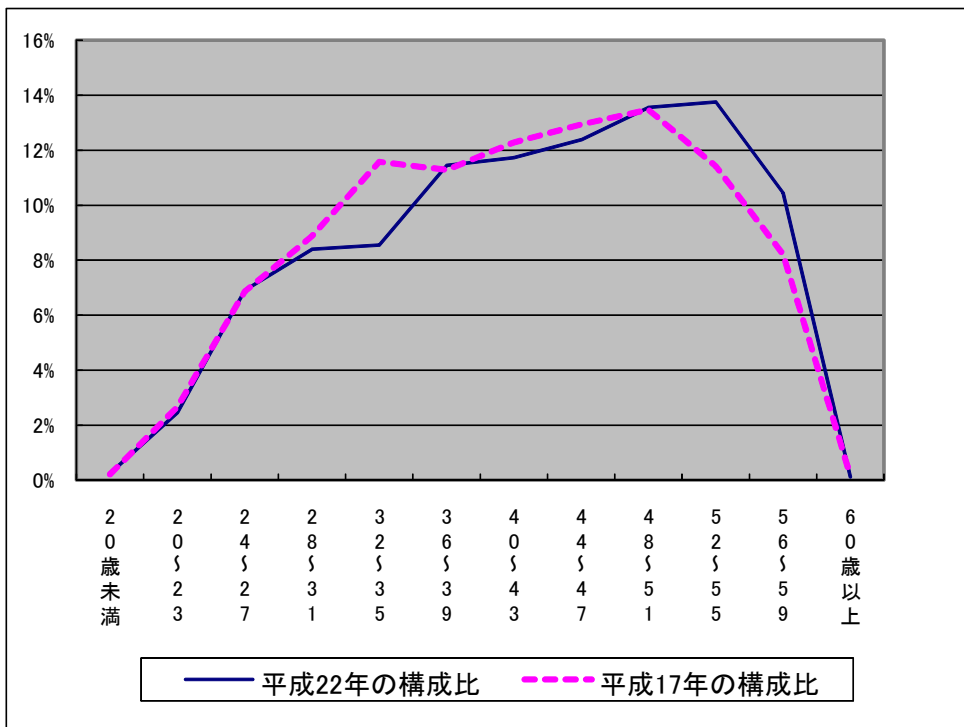
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普通 会計 部門	一般行政部門	4,364	4,196	△168	組織改正、事務の見直し等による減 (参考:人口10万人当たり職員数 201人)
	教育部門	16,598	16,320	△278	学級編成基準の変更等による教員の減
	警察部門	3,860	3,858	△2	事務の見直し等による減
	小 計	24,822	24,374	△448	(参考:人口10万人当たり職員数1,170人)
公営企業等会計部門		1,733	163	△1,570	県立病院の地方独立行政法人化による減
合 計		26,555	24,537	△2,018	
		[28,458]	[26,438]	[△2,020]	(参考:人口10万人当たり職員数1,178人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 62	人 602	人 1,694	人 2,062	人 2,097	人 2,810	人 2,877	人 3,038	人 3,327	人 3,375	人 2,563	人 29	人 24,536

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門		18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
知事の事務部局等	職員数	4,984	4,815	4,691	4,515	4,289	—
	増減	△136	△169	△124	△176	△226	△695 (△13.9%)
教育委員会	職員数	17,054	16,969	16,710	16,447	16,227	—
	増減	64	△85	△259	△263	△220	△827 (△4.8%)
警察本部	職員数	3,820	3,858	3,882	3,860	3,858	—
	増減	50	38	24	△22	△2	38 (1.0%)
普通会計	職員数	25,858	25,642	25,283	24,822	24,374	—
	増減	△22	△216	△359	△461	△448	△1,484 (△5.7%)
公営企業 (水道等)	職員数	1,706	1,714	1,708	1,733	163	—
	増減	36	8	△6	25	△1,570	△1,543 (△90.4%)
計	職員数	27,564	27,356	26,991	26,555	24,537	—
	増減	14	△208	△365	△436	△2,018	△3,027 (△11.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

(参考) 岐阜県行財政改革指針における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月1日	平成24年4月1日	△2,655人 △9.84%

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

平成21年度決算における職員給与費、職員構成率等については、次のとおりです。

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 4,004,630	千円 1,687,641	千円 469,815	% 11.7	% 11.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 62	千円 255,399	千円 46,760	千円 101,012	千円 403,171	千円 6,503	千円 7,413

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

岐阜県の厳しい財政状況等を考慮し、給料の減額を行っています。減額率等については、一般職員と同様です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 県	44.7 歳	362,772円	541,897円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当の平均支給額については次のとおりです。
支給割合、加算措置等については一般行政職等と同じです。

岐 阜 県
1人あたり平均支給額（21年度） 1,629千円

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

退職手当の平均支給額については次のとおりです。

支給割合、加算措置等については一般行政職等と同じです。

岐 阜 県	
1人あたり平均支給額	27,336千円

（注） 退職手当の1人あたり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

地域手当の支給実績、一人当たりの平均支給月額、支給対象地域は次のとおりです。

支 給 実 績（21年度決算）		3,077千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（21年度決算）		113,977円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岐阜市	3%	12人	3%
美濃加茂市	3%	15人	3%
上記以外の市町村	0%	27人	0%

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

特殊勤務手当の支給実績等は次のとおりです。

支給総額（21年度決算）	11千円
支給職員1人あたり平均支給年額（21年度決算）	3,713円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	4.8%
手当の種類（手当数）	2種類

（注） 手当の名称、対象職員等は一般職員の基準と同じです。

オ 時間外勤務手当

時間外勤務手当の支給実績等は次のとおりです。

支 給 実 績（21年度決算）	11,295千円
職員1人あたり平均支給年額（21年度決算）	205千円
支 給 実 績（20年度決算）	11,391千円
職員1人あたり平均支給年額（20年度決算）	207千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

その他の手当には、次のようなものがあり、各手当の支給実績等は次のとおりです。

手 当 名	支給実績 （21年度決算）	支給職員1人あたり 平均支給年額 （21年度決算）
扶養手当	11,425千円	278,659円
住居手当	3,804千円	102,811円
初任給調整手当	0千円	0円
通勤手当	10,346千円	178,377円
単身赴任手当	1,067千円	266,750円

管理職手当	5,725千円	817,886円
特地勤務手当	0千円	0円
へき地手当	0千円	0円
定時制通信教育手当	0千円	0円
産業教育手当	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	0千円	0円
農林漁業普及指導手当	0千円	0円
宿日直手当	8千円	4,200円
管理職員特別勤務手当	0千円	円
夜間勤務手当	0千円	円
休日勤務手当	0千円	円
寒冷地手当	0千円	円
災害派遣手当等	0千円	円

(注) 手当の内容については一般職員と同様です。

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標等については、一般職員と同様です。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

平成21年度決算における職員給与費、職員構成率等については、次のとおりです。

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	53,434	15,797	4,263	8.0	8.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	2	4,992	995	1,817	7,804	3,902	6,760

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

岐阜県の厳しい財政状況等を考慮し、給料の減額を行っています。減額率等については、一般職員と同様です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 県	28.5 歳	217,167円	325,167円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当の平均支給額については次のとおりです。
支給割合、加算措置等については一般行政職等と同じです。

岐 阜 県
1人あたり平均支給額（21年度）
909 千円

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

退職手当の平均支給額については次のとおりです。
支給割合、加算措置等については一般行政職等と同じです。

岐 阜 県
1人あたり平均支給額
0千円

（注） 退職手当の1人あたり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

地域手当の支給実績、一人当たりの平均支給月額、支給対象地域は次のとおりです。

支給実績（21年度決算）		132千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（21年度決算）		65,847円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岐阜市	3 %	1人	3 %
美濃加茂市	3 %	1人	3 %
上記以外の市町村	0 %	0人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

特殊勤務手当の支給実績等は次のとおりです。

支給総額（21年度決算）	0 千円
支給職員1人あたり平均支給年額（21年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	0 %
手当の種類（手当数）	0 種類

（注） 手当の名称、対象職員等は一般職員の基準と同じです。

オ 時間外勤務手当

時間外勤務手当の支給実績等は次のとおりです。

支給実績（21年度決算）	109千円
職員1人あたり平均支給年額（21年度決算）	55千円
支給実績（20年度決算）	63千円
職員1人あたり平均支給年額（20年度決算）	32千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

その他の手当には、次のようなものがあり、各手当の支給実績等は次のとおりです。

手 当 名	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	158千円	158,400円
住居手当	324千円	324,000円
初任給調整手当	0千円	0円
通勤手当	271千円	135,600円
単身赴任手当	0千円	0円
管理職手当	0千円	0円
特地勤務手当	0千円	0円
へき地手当	0千円	0円
定時制通信教育手当	0千円	0円
産業教育手当	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	0千円	0円
農林漁業普及指導手当	0千円	0円
宿日直手当	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	0千円	0円
夜間勤務手当	0千円	0円
休日勤務手当	0千円	0円
寒冷地手当	0千円	0円
災害派遣手当等	0千円	0円

(注) 手当の内容については一般職員と同様です。

④定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標等については、一般職員と同様です。

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給単価(円、%)	
警察職員手当				
(1)私服業務手当	警察職員	私服員が主として従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日額	560
(2)交通捜査業務手当		交通捜査の業務	日額 加算(日額)(日没時から日の出までの間に従事した場合)	560~840 280~420
(3)交通整理業務手当		交通整理の業務	日額	310~460
(4)白バイ業務手当		交通取締用自動二輪車の運転業務	日額	560
(5)バトカー業務手当		交通取締用自動車その他特殊自動車の運転業務	日額	420~450
(6)看守業務手当		看守業務	日額	280
(7)犯罪鑑識業務手当		指紋、手口、写真、文書及び足跡を利用して行う犯罪鑑識並びに理化学、法医学及び銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務	日額	280~560
(8)警ら業務手当		地域警察官の警ら業務	日額	340
(9)少年補導業務手当		少年補導業務	日額	300
(10)自動車整備業務手当		自動車の整備業務	日額	180
(11)運転免許技能試験業務手当		自動車運転免許技能試験業務	日額	190
(12)無線電話通信業務手当		無線電話機による通信業務	日額	110
(13)海外犯罪捜査情報収集業務手当		特定の個人又は団体に係る犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において、武器を携帯した現地の警察官等が同行せず1時間以上にわたって情報収集の業務	日額	1,100
(14)身辺警衛・警護業務手当		天皇若しくは皇族の身辺警衛又は警護要則第二条に規定する内閣総理大臣、国賓その他の警護対象者の身辺警護の業務	日額	640~1,150
(15)銃器犯罪捜査業務手当		防弾装備を装着し、武器を携帯して行う銃器犯罪の業務	日額	820~1,640
(16)特殊危険物質処理業務手当		サリン等特殊危険物質の処理等の業務	日額	250~4,600
(17)核原料物質輸送警備業務手当		核原料物質等の輸送警備の業務	日額	640
(18)山岳遭難救助・警ら業務手当		山岳遭難救助及び山岳警らの業務	日額	2,000
(19)山岳遭難救助訓練業務手当		山岳遭難救助の訓練業務	日額	1,000
(20)救難・救助業務手当		地上若しくは水面上10メートル以上の箇所を含むロープを利用した渡過又は落差10メートル以上のロープを利用した懸垂降下による救難救助の業務	日額	370~520
(21)術科指導業務手当		術科指導員が行う警察官に対する柔道、剣道及び逮捕術の指導業務	日額	240
(22)大規模災害捜索救助業務手当		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴い、心身に著しい負担を与える救援等の業務	日額	840~1,680
(23)爆発物処理業務手当		爆発物容疑物件の処理業務	回	5,200
(24)潜水業務手当		潜水器具を着用して行う人命救助、遺体捜索、犯罪に使用した凶器、証拠品等の検索等の業務	時間	310~1,500
呼出し手当(加算)		上記(1)、(2)、(7)、(9)又は(24)の業務について次の場合に当該手当に対し加算をする。 突発的に発生した当該業務に正規の勤務時間に引き続かない時間において自宅等から緊急に呼び出されて従事する場合で、その従事する時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	回	1,240
教育職員手当				
(1)多学年学級担当手当(2学年)	小、中、高等及び特殊教育諸学校に勤務する教育職員	小学校の二の学年をもって編成した学級の担当業務及び中学校の二の学年をもって編成した学級の教科の担当業務	日額	290
(2)多学年学級担当手当(3学年)		小学校の三の学年をもって編成した学級の担当業務及び中学校三の学年をもって編成した学級の教科の担当業務	日額	350
(3)教育業務連絡指導手当(主任手当)		勤務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等での職務が困難な業務	日額	200
(4)非常災害時等緊急業務手当		学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額	1,500~6,400
(5)修学旅行等引率指導手当		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額	1,700
(6)対外運動競技等引率指導手当		対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等、年末年始の休日等に行うもの	日額	1,700
(7)部活動指導業務手当		学校の管理下において行われる部活動における児童(生徒)に対する指導業務	日額	600~1,200
(8)入学試験合格判定等業務手当		入学試験における受験生の監督、採点又は合格判定等の業務	日額	450~900
(9)兼務手当(定時制)		高等学校の全日制の課程又は昼間の定時制の課程に勤務する職員が本務としての業務以外に行う夜間の定時制の課程の業務	時間	1,200
(10)兼務手当(全日制)		高等学校の夜間の定時制の課程に勤務する職員が本務としての業務以外に行う全日制の課程又は昼間の定時制の課程の業務	時間	1,200
(11)添削指導業務手当		本務としての業務以外に行う添削指導業務	1通につき	110 (上限月額3,850)
(12)面接指導業務手当		本務としての業務以外に行う面接指導業務	時間	1,200

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給単価(円、%)	
税務事務手当	県税事務所職員等	県税の賦課徴収に従事する職員が、納税義務者に直接接して行う県税の調査、滞納処分等の事務	日額	690
防疫等作業手当(感染症)	保健所職員等	感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において従事する感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額	290
防疫等作業手当(狂犬病)	保健所職員	狂犬病予防法第6条の規定による通常措置としての犬の拘留又は捕獲の業務等	日額	320 (4時間未満60%)
放射線取扱手当	病院職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額	240
死体処理作業手当	病院職員等	死体の処理作業、検視作業及び死体解剖立会作業等	死体一体につき	500~3,200
爆発物取扱等作業手当	消防課職員等	火薬類その他の爆発物の取締に従事する職員が従事する爆発物の処理作業等	日額	250
種雄牛豚取扱作業手当	畜産研究所職員	種雄牛若しくは種雄豚の精液採取作業又はその準備のために種雄牛若しくは種雄豚を御する作業	日額	270 (4時間未満60%)
福祉業務手当	振興局職員等	援護、育成又は更正の措置を要する者等に直接接して行う福祉に関する事務	日額	250~500
精神保健業務手当	保健所職員等	精神障害者若しくはその疑いのある者の診察に精神保健指定医として従事し、若しくはその診察の立ち会いに従事し、又は精神障害者の移送に従事した場合	日額	290
実技訓練手当	職業能力開発校職員	職業訓練指導員である職員が職業訓練業務に従事した場合	日額	960
	農業大学校職員等	農業に関する教育訓練業務	日額	960
	消防学校職員等	教育訓練業務	日額	310
食肉検査業務手当	保健所職員(獣医師)	と畜場法第10条の規定による検査の業務又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定による検査の業務	日額	1,100
	食肉衛生検査職員等	食肉に関する精密検査等	日額	550
夜間看護等手当	病院職員等	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜であるものを行う看護等の業務	回	2,000~6800
有害物取扱手当	産業技術センター職員等	有害な薬品等を取扱う業務	日額	290
	保健環境研究所職員		日額	320
特殊現場作業手当(鶏ふん処理)	畜産研究所職員	鶏ふんの処理作業		240
(温室内作業)	農業技術センター職員等	温室内での作業		270
(汚泥処理作業)	東部広域水道事務所職員	取水井、沈砂池又は水槽の汚泥処理作業		180 (4時間未満60%)
(高所作業)	土木事務所職員等	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋梁等の工事現場における作業		280~330 (4時間未満60%)
(深所作業)	土木事務所職員等	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下4m以上の深所で行う作業		280 (4時間未満60%)
(坑内作業)	土木事務所職員等	トンネルの坑内作業等		450 (4時間未満60%) 圧縮空気内 1時間100円加算あり
用地交渉等手当	土木事務所職員等	直接地権者等と接して行う用地、立木等の買取又は補償の交渉業務	日額	700
特殊自動車運転手当	畜産研究所職員等	道路以外の傾斜地において従事する特殊自動車の運転業務	日額	300 (4時間未満60%)
道路上作業手当	東部広域水道事務所職員等(現業職除く)	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等	日額	300 (4時間未満60%)
	土木事務所職員(現業職)	道路の維持修繕の作業等	日額	100 (4時間未満60%)
	土木事務所職員	暴風雪警報等の発令下において行う除雪車による除雪作業等	日額	300~450 (4時間未満60%)
夜間特殊業務手当	警察本部職員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務	回	410~1,100
	警察本部職員等	警備、災害の防止又は護衛の業務		
	東部広域水道事務所職員	上水道用水供給施設の維持管理業務		
	わかあゆ学園職員	児童の自立支援、生活指導又は養育の業務		
家畜保健衛生業務手	家畜保健衛生所職員	伝染病の予防その他家畜の保健衛生に関する業務に従事した場合	日額	650
環境監視等手当	振興局職員等	廃棄物処理施設等の現場において従事する監視の業務又は立入検査業務等	日額	270
	振興局職員等	ばい煙、汚水等を排出し、又は発生している施設の立入検査業務等		270
	土木事務所職員等	砂利採取、採石、河川の区域内の土地の占用、道路の占用又は屋外広告物の取締業務のうち困難と認められるものに従事した場合		180
災害防止作業等手当	土木事務所職員等	岐阜県防災計画に基づき、緊急の呼び出しを受けた職員が従事する災害防止のための業務	回	310
		暴風雨警報、風雨注意報等の発令下において従事する災害防止のための現場業務		500
高圧電気作業手当	東部広域水道事務所職員	高圧電気の通ずる施設において従事する点検作業	日額	270 (4時間未満60%)
麻薬取締業務手当	業務水道課職員	麻薬取締員が麻薬取締のために行う司法警察員として従事する捜査等	日額	500
患者接触等業務手当	保健所職員等	結核患者、精神病患者又は感染症患者に直接接する窓口業務等	日額	240
航空業務手当	防災課職員等	ヘリコプターの操縦業務	時間	5,100 (80時間以内)
		つり上げ救助業務等のための操縦(上記手当に加算)	時間	1,530
	上記以外の職員	ヘリコプターに搭乗して行う捜索、救難等の業務	時間	2,200
		搭乗した時間にホバリングして行うつり上げ救助業務等(上記手当に加算)	時間	660
		飛行中のヘリコプターからの降下	日額	430~870
防災課職員等	ヘリコプターの整備業務	日額	950	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給単価(円、%)
外国勤務手当	一般職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における勤務	<p>月額 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「法」という。)の規定により、在外公館に勤務する外務公務員に支給される例による在勤手当のうち在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の以下に相当する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在勤基本手当の100分の80に相当する額 ・住居手当の100分の100(法の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を限度とする。)に相当する額 ・子女教育手当の100分の100に相当する額 <p>(租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を加算)</p>